

第三者評価結果詳細

共通評価基準（45項目）I 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

第三者
評価結果

① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

b

【コメント】

「基本理念・基本方針」として明文化され、また、パンフレットにも記載し明示している。基本方針として1.子ども主体の養育への配慮、2.こことからだの健やかな成長と発達の支援、3.愛着関係・信頼感の形成、4.早期家庭復帰支援、5.保育看護、の5項目の下、各々具体的な指針を示している。しかし、年度始めに全職員に配布している「事業計画書」や保護者への説明資料にはその記載がなく、施設内にも掲示されていない。常勤職員には職員会議で読み上げているが、非常勤職員に対しても会議や研修会を通じての周知、施設内の掲示などの取り組みが期待される。

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

第三者
評価結果

① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

a

【コメント】

「事業計画書」の「運営方針」に、前年度の児童福祉法の改正をとらえた社会福祉および児童福祉事業の動向、養育・支援のニーズ、乳児院として求められている支援などを明記している。また、「事業報告書」において、施設の利用状況およびサービスの提供状況、支援体制などを振り返り総括している。また、県や川崎市母子寡婦福祉協議会などの研修を通じ、地域での特徴や課題を把握している。

② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

b

【コメント】

小規模グループケアが求められる状況にあって、大舍制を基本とした建物の構造的な制約の中で、間仕切りや職員配置を工夫し、定員24名の乳幼児を縦割りの2グループに分け支援の基盤としている。障害や慢性疾患有する乳児など、健康状況に配慮が必要な乳児が増え、夜間の支援を整えるために現状の職員20名体制を変更し、22名体制を目指すなど取り組んでいる。しかし、これら運営課題は「事業報告書」に触れているだけで、職員全体への課題の周知と取り組みの明示には至っていない。また、法人のホームページには当施設だけ掲載が無く、法人役員と経営や運営課題についてのより密な連携が期待される。

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者
評価結果

① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

c

【コメント】

縦割りの2グループを支援の基盤としつつも一体的な運営での課題、健康状況に配慮が必要な乳児が増える事への対応、特に夜間の支援における職員体制の課題など、中・長期的な課題をとらえ取り組んでいる。しかし、中・長期計画の策定には至っておらず、ビジョンも明文化されていない。基本方針の実現に向けたビジョンの明文化と、中・長期計画策定によるビジョン達成への道すじの明確化、その実現に向けた職員の役割分担や研修などを通じた人材育成、収支計画など組織的な対応が、法人本部との連携の下で着手されることが期待される。

② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

c

【コメント】

中・長期計画が策定されておらず、単年度の計画が中・長期的取り組みを反映したものか確認できない。単年度の事業計画は、養育内容、事故防止と安全指導、地域との交流、会議や研修、年間行事予定、家庭・関係機関との連携、実習生の受け入れなど具体的な内容になっている。しかし、冒頭の運営方針以外は毎年ほぼ同じ内容であり、具体的な内容ではあっても、計画の進捗状況を確認したり、法人役員及び職員全員で評価を行えるような数値目標や到達目標は明記されていない。

(2) 事業計画が適切に策定されている。

① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

c

【コメント】

事業計画の実施評価と見直し、および次年度の事業計画策定は、その殆どを施設長が行なっている。「事業計画書」は年度始めの職員会議で説明され職員に配布されている。しかし、職員が自身の業務に直接関わる事として周知し理解できているかは確認できていない。事業計画について、関係職員の参画や意見の集約・反映の仕組みが施設として定められ、職員の参画・理解のもとに組織的に取組むことが期待される。併せて、各計画の実施状況について、評価・見直しの時期、手順が施設として定められ、実施されることが期待される。

② 7 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。

c

【コメント】

事業計画は、保護者には伝えていない。事業計画は、保護者等への養育・支援に関する事項でもあり、養育・支援、施設・設備を含む居住環境の整備等、子どもの生活に密接にかかわる事項が含まれており、保護者等に周知し、理解を促すための取り組みが期待される。保護者等への説明にあたっては、「事業計画書」を要約した内容及び行事計画等を「しゃんぐりらだより」に掲載するなど、理解しやすい工夫と取り組みが期待される。

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組**(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。****第三者評価結果**

- ① 8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

b

【コメント】

毎年、第三者評価項目に沿って自己評価を実施しているが、昨年度は人員的に余裕がなく未実施であった。また、全国乳児福祉協議会編「より適切なかかわりをするためのチェックポイント」を全職員に12ヶ月分配布し、毎月自己評価を行い自身の支援の振り返りを行なっている。しかし、自己評価の実施が徹底されておらず、また第三者評価などの結果分析と検討がなされていない。評価結果の分析と内容を、養育・支援の質の向上に向けた計画に反映し実施する体制を整備し、PDCAサイクルにもとづく実施が期待される。

- ② 9 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

c

【コメント】

自己評価、第三者評価等の評価結果が組織的に分析されておらず、結果やそれにもとづく課題が文書化されていないので、職員間で課題の共有化を図るには至っていない。評価結果の分析と課題の文書化、職員間での課題の共有と改善策の策定・実施が期待される。また、改善の実施状況を評価し、必要に応じて改善策の見直しを行うことが期待される。課題の中には、設備の改善や人員配置、予算的な課題等、単年度では解決できないものも想定されるので、必要に応じて法人役員との連携の下で中・長期計画として策定し、段階的に取り組むことが期待される。

II 施設の運営管理**1 施設長の責任とリーダーシップ****(1) 施設長の責任が明確にされている。****第三者評価結果**

- ① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

b

【コメント】

施設長の役割と責任を含む職務分掌等について、「組織図」および「職務分担表」として文書化している。しかし、これらの文書の職員への配布、職員会議での説明、施設内での掲示など、職員に対して理解と周知は十分図られていない。また、有事における施設長の役割と責任について「自衛消防隊・地震防災組織表」に明示されているが、支援中の事故などを想定した役割分担や不在時の代行者などは文書として整えられていない。現在の文書を見直すとともに、会議や研修において周知を図ることが期待される。

- ② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

b

【コメント】

施設長は、児童福祉法の改正に関する説明会や児童虐待など、県や市が主催する研修に参加し、遵守すべき法令等を把握している。しかし、法令等を遵守した施設経営の徹底については、いち施設だけで取り組むには限界もあり、法人役員との連携の下、コンプライアンス（法令遵守）規程の策定、担当者・担当部署の設置、公益通報相談窓口の設置等、倫理や法令遵守の徹底に向けた法人全体での規程の整備や体制の構築を図る取り組みが期待される。

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

- ① 12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。

b

【コメント】

施設長は、障害や慢性疾患を有する乳児など、健康状況に配慮が必要な乳児が増えるなど、養育・支援の質の維持・向上について把握し、リーダー会議を通じて支援体制の整備などを協議している。また、年1回全職員を対象に面談を実施し、職員の思いや課題を聞くようにしている。施設長自身も里親関係など自己研鑽に努めている。しかし、養育・支援の質の評価や改善に向けての具体的な取り組みを文章化しておらず、職員への周知と取り組みには工夫の余地がある。

- ② 13 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。

c

【コメント】

施設長は、人事や労務について、残業時間数の増加や休憩が取りにくい夜間業務などの実態を把握し、職員22名体制の構築に向けた求人活動など行っているが、成果には至っていない。またリーダー会議で改善に向けた方策を協議しているが具体化はしていない。経営状況や法人全体でのコストバランスの分析に基づいて、施設経営や業務の実効性を高めるためには、施設長に委譲されている職務を超えた課題に取り組む事も想定され、法人全体で改善に向けた継続的で具体的な取り組みが期待される。

2 福祉人材の確保・育成**(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。****第三者評価結果**

- ① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

b

【コメント】

国の基準では職員19名のところ現在20名体制であるが、夜間の支援を2名から3名体制に整えるため、職員22名体制を来年4月より実施する。しかし、退職する職員の補充も必要であり成果には結びついていない。新採用職員に教育を担当する職員をつけ定期的に振り返りの時間をもつなど工夫している。2グループによる養育を基本としつつ、職員が互いに連携して施設として養育・支援に取り組む体制を工夫するとともに、効果的な福祉人材の確保、法人内での人事異動や研修を通じて人材育成などの人員計画など、いち施設の求人活動を補完する法人としての取り組みが期待される。

② 15 総合的な人事管理が行われている。

c

【コメント】

法人・施設の理念と基本方針を踏まえた「期待する職員像等」が明確になっていない。また、採用や昇進などの人事基準が明確になっていない。人事基準にもとづく人事効果制度や目標管理制度などがなく、職務に関する成果や貢献度を評価する仕組みがない。年1回施設長による全職員を対象にした面談を実施しているが、思いを聞き理解することを目的としており、面談を通じた意向・意見の把握、人事管理への反映はしていない。施設としての「期待する職員像」を明確にするとともに、目標管理の導入などを通じ、職員自らの将来目標を具体的に描ける仕組み作りが期待される。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

b

【コメント】

有給休暇の取得状況や残業など労務管理に関する事項は、施設長が責任者として携わり把握している。特に、職員の補充が十分でない中での残業時間数の増加は、心身の健康と安全確保などの周知や研修時間の確保が十分でないなどの影響を及ぼしており、早急な改善が期待される。また、職場環境の配慮については、休暇取得の促進、短時間労働の導入、時間外労働の削減等の取組や、次世代育成支援対策推進法にもとづく事業主行動計画の策定や、改正育児休業法への適切な対応など、いち施設での取り組みには限界のある事柄について、法人全体としての取り組みが期待される。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

c

【コメント】

目標管理の前提となる法人・施設の理念と基本方針を踏まえた「期待する職員像等」、および施設の全体目標が明確にされていない。その上で設定されるグループ毎の目標や職員一人ひとりの目標が設定されていない。年1回全職員を対象にした施設長による面談も、目標管理を目的としたものではない。職員一人ひとりの育成に直結した目標管理の仕組み構築が期待される。

② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

b

【コメント】

「事業計画書」の「研修」に参加予定の施設内部・外部の研修テーマが明記され、特に乳幼児救命手当研修は、非常に勤職員の含め毎年年度始めに実施している。しかし、法人・施設の理念と基本方針を踏まえた「期待する職員像等」が明確になっておらず、養育・支援に求められる支援能力や専門技術が明示されていない。施設内部・外部の研修計画も網羅的で運営課題などを捉えた事業計画との整合性に乏しい。概略的な研修計画ではなく、具体的な知識、技術の内容・水準や専門資格の取得といった研修目的を明確にした研修計画の工夫が期待される。

③ 19 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

c

【コメント】

外部研修の情報を休憩室に張り出し、情報提供をするとともに参加を促している。しかし、希望の申し出と参加はほとんど無い。職員一人ひとりのファイルに外部研修を受講した記録はあるが、一覧になっておらず、どの職員がどのような研修を受講し資格を取得しているのかが把握できていない。職員一人ひとりの目標管理構築が課題であるが、キャリアパスの仕組み構築も念頭におき、目標管理に連携した職員一人ひとりの教育・研修計画の作成と実践が期待される。

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

① 20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

c

【コメント】

昨年度は21校から21名の養成校実習を受け入れている。「実習生マニュアル」があるが、実習生受け入れに関する基本姿勢、および実習生に関わる職員の教育・育成に関する基本姿勢は明記されていない。実習生は、施設長による乳児院のサービスの特徴と意義についての説明の後、2つあるグループのいずれかに配属されOJTを中心とした教育・指導を受けている。職員は、指導内容のチェックシートを用いて何を指導したか確認しながら指導している。乳児院としての専門職種の特性に配慮したプログラムの作成と指導者に対する研修の実施が期待される。

3 運営の透明性の確保**(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。**

第三者
評価結果

① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

c

【コメント】

法人のホームページで法人全体の資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表、他から成る収支計算書を公表し、施設の収支状況も確認できる。しかし、法人のホームページには、当施設だけ施設名称や事業内容についての掲載がなく、基本方針、事業内容、地域の福祉向上に関する取組や第三者評価の受審結果、苦情などへの対応等について、ホームページを通じた公表ができていない。また、毎月発行している「しゃんぐりらだより」は、保護者に対する内容となっており、地域に向けた広報誌は無い。ホームページによる施設の運営に関する情報発信と、地域に向けた印刷物や広報誌等の工夫が期待される。

【コメント】

法人として、社会保険労務士や公認会計士など外部の専門家による事務、経理、財務等に関するチェックと助言を受け、それに基づいた経営改善を実施している。また、法人監事による内部監査を実施している。しかし、施設における事務、経理、取引等に関するルールと職務分掌、権限と責任が明示されていない。法人として、事務、経理、取引等に関するルールと職務分掌、権限と責任の明文化、および職員への周知が期待される。

4 地域との交流、地域貢献**(1) 地域との関係が適切に確保されている。**

**第三者
評価結果**

- | | | |
|---|-------------------------------|---|
| ① | 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。 | a |
|---|-------------------------------|---|

【コメント】

「事業計画書」の「地域との交流」で、地域との関わり方を明文化している。また、散歩など日常の場面をとらえ、地域の人への挨拶などを通じて良好な関係作りに努めている。地域の人から、果物の差し入れや使わなくなつた衣類などの寄付がある。また、乳幼児が参加可能な地域の祭りなどの行事には、積極的に参加し、子どもの経験の拡大を図っている。他方、地域の活動などに参加する際の、職員やボランティアなどによる特別な支援体制はない。

- | | | |
|---|--|---|
| ② | 24 ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。 | b |
|---|--|---|

【コメント】

昨年度は、大学生や社会人など述べ80人のボランティアを受け入れている。「事業計画書」の「地域との交流」の中で、中高生の職場体験やボランティア活動の受け入れも含め、地域との関わり方を明文化している。ボランティア受け入れに際しては、子どもとの関わり方など基本的な視点を、オリエンテーションの中で説明している。他方、ボランティアの申込・登録手続、配置、保護者等への事前説明、職員への事前説明、実施状況の記録、また、トラブルや事故を防ぐためのボランティアへの説明内容や手順などを網羅したマニュアルの整備が期待される。

(2) 関係機関との連携が確保されている。

- | | | |
|---|---|---|
| ① | 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。 | a |
|---|---|---|

【コメント】

地域の関係機関や団体との連携については、家庭支援専門相談員を中心に、併設する「しゃんぐりらこども家庭支援センター」と共に対応している。子ども毎の関係機関については、児童台帳に記載され、また職員会議やグループ会議を通じ職員間で情報の共有を図っている。児童相談所などの関連機関とは、ケース検討会議など必要に応じて連絡会等を行っている。当該地域の団体など社会資源を明示したリストや資料がなく、作成など工夫が期待される。

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

- | | | |
|---|------------------------|---|
| ① | 26 施設が有する機能を地域に還元している。 | a |
|---|------------------------|---|

【コメント】

併設する「しゃんぐりらこども家庭支援センター」が中心となり、相談事業や子育て短期利用事業を行なっている。相談事業は、電話や来所、訪問しての相談、産後うつなど周産期のメンタルヘルスなど、必要に応じて子育て支援機関や児童相談所と連携し対応している。また、地域子育て支援センターに出向いての出前相談も担当している。子育て短期利用事業は、相談状況で把握したニーズに応じて施設のショートステイ利用に結びつけている。災害時に施設がその機能を活かし、福祉避難所などどのような役割を果たすかについて、自治体や地域住民との役割の確認が期待される。

- | | | |
|---|-----------------------------------|---|
| ② | 27 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。 | a |
|---|-----------------------------------|---|

【コメント】

併設する「しゃんぐりらこども家庭支援センター」は独自に「事業計画書」を策定し、独自のパンフレットを作成するなど地域の福祉ニーズにもとづく活動の中心となり、育児相談、ショートステイ、里親養育相互援助事業などを行なっている。また施設独自に地域支援事業として、週1回地域の未就学児と保護者を対照に会議室での遊び場の提供を中心とした「子育てクラブ」、同じく月1回の臨床心理士による講義形式の「ママグループ」、子育て講座やワークショップによる「虐待予防プログラム・育児支援プログラム」などを行っている。

III 適切な養育・支援の実施**1 子ども本位の養育・支援****(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。**

**第三者
評価結果**

- | | | |
|---|---|---|
| ① | 28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。 | a |
|---|---|---|

【コメント】

施設の基本理念に、子どもの最善の利益を考慮した養育を行うことを明示し、理念の実現に向けて、子ども主体の養育への配慮、愛着関係・信頼感の形成等5項目の基本方針を明示し職員に周知している。「しゃんぐりらベビーホーム倫理規定」を作成し子どもの権利擁護、体罰・不適切なかかわりの防止、個人の尊重等を明記している。5月2日の全体会議の議事録に、理念や倫理綱領の読み合わせを行い注意を喚起した記録がある。また、「より適切なかかわりをするためのチェックポイント」を用いて職員は自らの人権擁護の取り組みを振り返っている。

- | | | |
|---|--|---|
| ② | 29 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援の実施が行われている。 | b |
|---|--|---|

【コメント】

倫理綱領に、「個人の尊重」をうたい、全体会議で読み合わせを行い、プライバシーを尊重し利用者一人ひとりに敬意をもって接することを職員の共有意識にしている。設備面の制約でプライバシーへの工夫には限界がある。また、支援の現場でプライバシー保護をより適切に行うためのマニュアルの整備が望まれる。「子どもの権利を養護するための指針」を用いて職員の意識の強化を図っている。緊急時対応マニュアルを作成し不適切な事案発生時の責任者を明記している。

(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

①	30 保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
---	---------------------------------------	---

【コメント】

パンフレットに理念・基本方針を明記し保護者等に施設運営の方針を示している。毎月「しゃんぐりらだより」を発行し保護者にわかりやすくイラストなどを交えて子どもの状況を説明し、また、自分の子どもの様子がわかるように保護者ごとに子どもの様子を1人ずつ記載している。入所予定の保護者には、パンフレットを用いて施設での子ども達の一日の生活を個別に説明し、また、電話での問い合わせに丁寧に対応している。見学の希望にはいつでも対応し、ショートステイの利用希望者には必ず事前に施設を見学してもらうようにしている。

②	31 養育・支援の開始・過程において保護者等にわかりやすく説明している。	a
---	--------------------------------------	---

【コメント】

入所に際しては児童相談所が保護者の同意を確認している。施設では入所依頼に応じアセスメントを実施し子どもや保護者への支援ニーズを把握し、入所時書式のアセスメント記録を作成している。また、入所前状況記録を作成し、家庭支援専門相談員中心に入所時チェックリストを用いて保護者にわかりやすく説明している。「入所時自立支援計画」を作成し入所後3ヶ月以内に児童相談員や保護者、心理担当職員等関係者が集まり、カンファレンスを実施し、保護者の同意を得て自立支援計画の見直しを実施している。

③	32 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
---	---	---

【コメント】

児童養護施設への措置変更では職員がアルバム等を持って年に数回本人に合いに行き状況確認に努めている。また、家庭引き取り後の子どもの保育所への通園を支援したりしている。移行にあたり、個人記録や個別援助カリキュラムを用いて養育・支援の継続性がたもてるよう配慮している。退所後は家庭支援相談員や心理担当職員が保護者の相談に応じている。子どもの退所後は年1回同窓会を開催し、小・中学生や職員等総勢80名程度の参加がある。

④	33 子どもの満足の向上に努めている。	第三者評価結果
---	---------------------	---------

①	33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
---	-------------------------------------	---

【コメント】

職員は日々の支援を通して子どもが安心し、満足して一日を過ごしたかを個人記録に書きとめている。個人記録をもとに月単位に子どもの情緒面や生活面、食事面、家族支援等の視点で、子どもが満足できる支援であったかを評価し個別援助カリキュラムにまとめグループ会議で職員間の意識の共有を図っている。また、保護者面談を積極的に実施し、面談記録に保護者の満足度や思いを詳細に書きとめている。子どもや保護者の満足度の評価結果を分析し課題を文書化し、支援の質の向上につなぐ工夫が期待される。

⑤	保護者等が意見等を述べやすい体制が確保されている。	
---	---------------------------	--

①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
---	-------------------------------	---

【コメント】

「利用者の意見・要望等の相談解決実施要綱」を作成し、苦情受付窓口、苦情解決責任者、第三者委員とその職務を明記し、苦情解決体制を掲示し職員、保護者に周知している。玄関に苦情箱を設置している。保護者の苦情・要望を面会で聞くようにしている。面会は頻繁で職員は保護者の要望や思いを詳細に記録している。家庭支援専門相談員が保護者の苦情を取り上げ、施設長、主任に諮りリーダー会議で対策を検討し情報共有を図っている。対応について保護者に伝えているが、措置支援の難しい状況もあり公表には至っていない。

②	35 保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
---	--	---

【コメント】

相談室を設置し保護者が他人の目を気にすることなく相談できるように配慮している。子どもの愛着形成を目的に担当職員制を敷いているが、児童相談所との面会等にも配慮し保護者が何でも意見を言いやすい環境づくりに努めている。保護者との面会頻度はケースごとに異なるが、週に2,3回面会し保護者の意見を聞いているケースもある。職員は面会記録に保護者の思いや意見を詳細に記録している。面談の記録から保護者が意見を述べやすい雰囲気であることがうかがえる。

③	36 保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
---	-------------------------------------	---

【コメント】

職員は保護者が気軽になんでも相談できるように雰囲気作りに気を配り、意見を傾聴し面談記録に書きとめている。苦情箱を玄関に設置し、いつでも意見を受け付けている。保護者からの電話連絡や面会等で把握した意見や苦情については、職員の業務引き継ぎ書で家庭支援専門相談員がとりまとめ、施設長、主任及びリーダー会議で検討し対策の迅速な対応を図っている。相談マニュアルは作成していない。マニュアルを整備し相談業務の標準化を図り職員の意識の共有と強化につながる取り組みが期待される。

⑥	安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。	第三者評価結果
---	----------------------------------	---------

①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
---	---	---

【コメント】

緊急時対応マニュアルを作成し、日ごとに子どもの事故管理の責任者をきめて、緊急時の連絡体制をフローで示し緊急時に備えている。施設長・主任が中心となり事故防止に努めているが、リスクマネジメント委員会を設置し事故防止の体制の整備と強化を図り、子どもの安全対策の実効性の定期的評価の実施が望まれる。ヒヤリハットで子どもの事故防止を図り、特に食事や服薬での事故がないように注意している。ヒヤリハットの報告の結果をリーダ会議で分析し、グループ会議や全体職員会議で事故防止の徹底を図っている。

② 38 感染症の予防や発生における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

a

【コメント】

疾患別感染症対策マニュアルを整備している。平成28年度はRSウイルスや気管支炎等による入院が11名18件であった。生後10日や1ヶ月前後の子どもで様子をみるための入院であった。インフルエンザは入所児、職員ともに発生はなかった。子どもが発熱した場合は迅速に隔離処置を行い感染症の可能性による蔓延防止に努めている。職員は感染症予防の研修を受講し安全保持について共有意識をもち、出勤時体温を測定し体調を確認し手洗いやうがい等を徹底している。

③ 39 災害における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

a

【コメント】

災害発生時の危機管理、災害対策マニュアルを作成し、地震・防災組織表を整備し災害に備えている。避難訓練計画を作成し、年間15回の避難訓練を実施し、幼い子どもたちが安全に避難できることを確認している。訓練は消防署の立ち合いを依頼し実施している。地震、火災、地震及び火災の夜間シミュレーション等毎回目的を設定し実施している。まず安全な場所に集まる1次避難と所定の避難地域への2次避難に分けて実施している。また、3日分の食料、飲料水を備蓄し災害発生に備えている。

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。

第三者
評価結果

① 40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。

c

【コメント】

苦情対応や緊急時対応、感染症対策等のサービスマネジメントに関する業務マニュアルは整備しているが、養育・支援に関する手順書は現在作成中である。早期にマニュアルを整備し、支援の標準化と支援レベルの向上に向けた職員の意識の共有が望まれる。

② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

c

【コメント】

養育・支援の標準化に向けたマニュアルを現在作成中である。標準的実施方法を明記した業務マニュアルを早期に整備し、状況の変化への迅速対応と見直しの仕組みの整備が期待される。

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。

a

【コメント】

アセスメントに基づく自立支援計画を策定している。入所時保護者にアセスメントを実施し、所定の書式によるアセスメント記録を作成し支援ニーズを確認している。入所後3ヶ月以内に児童相談所、保護者及び施設担当職員が参加しカンファレンスを開催し、子ども支援のニーズを明確にし入所時児童自立支援計画を作成している。自立支援計画書に、現在の問題点と保護者の意向、今後の課題と目標等を明記している。日々の個人記録をもとに月ごとに個別援助カリキュラムを作成し、自立支援計画の目標に沿って支援が実施されていることを確認している。

② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。

a

【コメント】

自立支援計画の見直しは、子どもと親子関係の状況に応じ1ヶ月から3ヶ月程度の間隔で実施している。施設長、保育主任、家庭支援専門相談員、心理職員等が話し合い母親の養育能力の状況を確認し、児童相談所と連携し子どもにとって最適であることに視点を置いて親子関係の再構築を図っている。自立支援計画の課題と目標の達成状況を評価し、親子関係の状況の変化に応じて次の支援計画を策定している。

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

① 44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

【コメント】

子どもの日々の状況や養育・支援内容を個人記録に書きとめ、個人記録の内容をもとに一月分をまとめて個別援助カリキュラムを作成している。個別援助カリキュラムは、食事面、生活面、家庭支援等に関する目標と支援の内容を記述し、目標ごとの達成度を評価し明記している。個人記録や個別援助カリキュラムの記述事例を用いて記述レベルの標準化を図り、職員に周知している。

② 45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

c

【コメント】

施設長が個人情報及び記録類の管理責任者であり、利用者個人の情報等の保存期間を設定しているが明文化されていない。個人情報保護規定が整備されておらず、子どもの記録の保管等に関する管理規定は作成していない。個人情報保護規定を作成し、ホームページに掲載し施設の方針を明示することが望まれる。また、文書管理規定を整備し、文書類の適切管理の仕組みの整備が求められる。

内容評価基準（22項目）A－1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		第三者評価結果
①	A1 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	b
【コメント】 全体会議やグループ会議で、子ども一人ひとりについて、日々の養育・支援の方法や月次カリキュラムを振り返り検証している。職員数が十分でなく、気持ちに余裕が無い時もあるが、子どもの最善の利益を常に優先し日々の支援に努めている。また、全国乳児福祉協議会編「より適切なかかわりをするためのチェックポイント」を全職員に配布し、毎月自己評価を行い自身の支援の振り返りを行なっている。内部及び外部研修による職員の専門性向上については、時間が割けない状況や非常勤職員参加の研修が限られているなど、工夫と改善が期待される。		
(2) 被措置児童等虐待対応		
①	A2 いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	c
【コメント】 「倫理規定」に「体罰・不適切な関わりの防止」が明文化されているが、具体的な例を示してはいない。また、体罰等があった場合を想定しての対応と処分の仕組みが作成されていない。職員研修等を通じて体罰等を行わないことへの意識を高めることのほか、忙しさなど気持ちに余裕がない状況、子どもの試し行動への対応など、日頃から体罰等の起こりやすい状況や場面について、職員が互いに支援場面で感じた気持ちなどを出し合うなど検証することが期待される。		
②	A3 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	c
【コメント】 同時に複数の子どもへの対応が発生するなど、不適切なかかわりが発生しやすい夜間の支援体制について、2名から3名に増員することを目指している。威圧的な対応や立っている子どもの放置など、不適切なかかわりの具体的な事例を明記した防止マニュアルや、発生した場合を想定しての対応の仕組みの策定、職員研修等を通じて不適切なかかわりを行わないことへの意識を高める工夫が期待される。また、忙しさなど気持ちに余裕がない状況、子どもの試し行動等、日頃から不適切なかかわりの起こりやすい状況や場面について検証することが期待される。		
③	A4 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	c
【コメント】 児童福祉法第33条の10～第33条の17に基づく被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した場合の届出・通告に関する対応マニュアル、虐待が疑われる事案が生じたときの対応に関する対応の仕組みと体制整備、届出者・通告者が不利益を受けないよう公益通報者保護の制度を捉えた仕組みの整備が期待される。併せて、職員会議や研修会を通じた職員への周知が期待される。		
A－2 養育・支援の質の確保		
(1) 養育・支援の基本		第三者評価結果
①	A5 子どものこころによりそいながら、子どもとの愛着関係を育んでいる。	a
【コメント】 子どもと養育者の愛着形成を目的に一人の職員が一人又は二人の子どもを担当する職員担当制を、入所から退所まで一貫して敷いている。職員は常に1:1ではなくても子どもとの関わりを丁寧に行なうことを心掛け、いつも子どもの側にいて子どもを泣いたままにしないように努めている。限られた職員体制の中で子どもの医療的対応や通院付き添い等で時間的制約があるが、職員はできるだけ子どもと1:1の時間を持つようにしている。「より適切なかかわりをするためのチェックポイント」のプリントを全職員に配布し子どもへの適正支援に努めている。		
②	A6 子どもの生活体験に配慮し、豊かな生活を保障している。	a
【コメント】 子どもが安心し落ち着いて暮らせる家庭的な雰囲気がある。子ども達は二つのグループに分かれて、それぞれの部屋で思い思いにあそんでいる。いろいろな玩具があり、壁の角をクッションで覆うなど安全性に配慮し子どもが安心して過ごせる環境に配慮している。リーダー会議で玩具や室内の置物の安全性をチェックし注意すべきことを職員に周知している。近くには公園が多く子ども達は毎日午前中は職員と一緒に公園の散歩を楽しんでいる。		
③	A7 子どもの発達を支援する環境を整えている。	a
【コメント】 入所時チェックリストを用いて子どもの入所までの生活環境や成長の様子を確認し、入所時自立支援計画に明記し子どもの特性に応じた支援に努めている。職員は子ども一人ひとりの食事や病気の症状に配慮し、子どもの欲求や思いを優しく受け止め、子どもの気持ちを受け止めるようにしている。職員は子どもへの「ヤメテ、イヤ」といった否定的な言葉の使用に注意し、話し始めた子どもの問い合わせへの丁寧な対応を心がけている。日々の個人記録を職員間で共有し、子ども一人ひとりの特性に配慮し統一した支援を心がけている。		
(2) 食生活		
①	A8 乳幼児に対して適切な授乳を行っている。	b

【コメント】

子ども一人一人に適量の粉ミルクを調整し、沸騰したお湯でとかしたミルクを使用しそれぞれの時間間隔で授乳している。職員は授乳の時は優しく言葉をかけ授乳児を抱いてゆったりと飲めるように配慮しているが、職員が忙しい時は余裕がなく二人同時に授乳したり、できる子は一人のみにしたりすることがある。子どもの自立授乳や自発的意思の授乳が困難な乳児は、個々のリズムや体調に合わせて授乳している。

② A9 離乳食を進めるに際して十分な配慮を行っている。

a

【コメント】

入所時児童自立支援計画に、子どもの発達状況や障害の状況を踏まえた支援ニーズに配慮し目標設定をしている。1:1の担当職員の日々の支援における子どもの状況の変化をみて、毎朝授乳状況、離乳食の進め方について職員間で話し合い離乳食を開始している。栄養士、調理士が食事介助に入ることにより、子ども一人ひとりの摂食状況や体調、癖などを職員間で共有することができている。また、嘱託医の指導のもとに給食室と養育の連携を密にし、子どもの体調や症状に合わせた食事の提供に努めている。

③ A10 食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫している。

a

【コメント】

子どもが食べやすいように一人ひとりに合わせて椅子のクッションの厚さを調整し、食事中は職員が明るく子どもたちに声をかけている。家庭的雰囲気で食事ができるようにしている。また、節分や雛祭りなど行事食の季節ごとの食材を子どもが楽しみにし、日々の食生活を通して好きな食べ物が増えるように工夫している。食育の一環として、子どもが米を洗い、水を入れて手伝う炊飯器の日を設定し、また、季節の野菜やトマト、ピーマンなど丸ごと子ども達に見せて職員が食卓で果物の皮をむいたりして、子ども達の自分で食べる意欲が育つようにしている。

④ A11 栄養管理に十分な注意を払っている。

a

【コメント】

乳幼児期の栄養は、発育・発達に大きく影響をするため栄養バランスや基本的栄養所要量を考慮し、栄養士と養育者が話し合い個々の子どもの状態に合った乳首・食事形態、食具での食事支援に努めている。アレルギーの食材はチェック表を用いて2日間状況を観察し禁止の食材を確認している。食育の一環として、子どもが米を洗い、水を入れて手伝う炊飯器の日を設定し、また、プランターで育てた季節の野菜やトマト、ピーマンなど丸ごと子ども達に見せたり職員が食卓で果物の皮をむいたりして、子どもの自分で食べる意欲が育つようにしている。

(3) 衣生活

① A12 気候や場面、発達に応じた清潔な衣類を用意し、適切な衣類管理を行っている。

a

【コメント】

子どもの季節ごとの衣類は担当職員が子どもを連れて買物に行ったりして、吸湿性・通気性に富んだ子どもの肌に優しい素材の衣類を揃えている。衣類は家族が子どものために買ってくることも多く母親の気持ちを尊重している。衣類は全て個別の持ち物として個人別に収納している。

(4) 睡眠

① A13 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう取り組んでいる。

a

【コメント】

寝室は二つのグループごとに部屋が分かれている。寝室は床暖房で18℃から23℃、湿度は40%に保たれている。加湿器を設置しいつでも調整できるようにしている。子どもの睡眠時は職員が15分おきに見回り、本人にそっとふれて問題のないことを確認している。子どもたちは最初はベッドを使用するが、7,8か月検診後は状況に応じて布団の上で眠るようにしている。

(5) 入浴・沐浴

① A14 快適な入浴・沐浴ができるようにしている。

a

【コメント】

子どもたちは毎日入浴している。子どもが家庭に帰ったとき親と一緒に入浴を怖がることがあり、そうならないように職員も裸になって一緒に入るようにしている。夏には一日2~3回でも入浴とシャワー浴が望ましいが、職員に時間的余裕がないのが実情である。浴室や浴槽は清掃が行き届いて清潔である。

(6) 排泄

① A15 乳幼児が排泄への意識を持てるように工夫している。

a

【コメント】

オムツ交換の時間は子どもと職員の1:1の時間であり、職員は言葉をかけながらオムツ交換が心地よいものであることを伝えるようにしている。排泄チェック表に子どもの排泄の時間や排便の状況等を記録している。排泄チェック表を活用し、子どもの排泄を誘導している。また、発達段階に応じ子どもが便座に座る意欲を持てるように工夫している。

(7) 遊び

① A16 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。

a

【コメント】

子どもは誕生日にもらった玩具などが「自分のおもちゃ」であることを喜び、それを意識できるようになっている。玩具係が安全で子どもが喜びそうな玩具を選別し購入している。よじ登り玩具は危ないからダメではなく、子どもの能力の向上に応じた玩具の必要性をみて整備している。玩具を投げる、破く等の子どもの行動への対策が必要なケースもあり、個々の子ども特性や発達段階に応じた玩具への配慮を行っている。

(8) 健康		
①	A17 一人ひとりの乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応している。	a
【コメント】 子ども一人ひとり「健康観察表」に、子どもの病気の症状や服薬のこと、食事・栄養面、排泄や入浴の状況を記録している。日々の検温結果をグラフ化し子どもの体調の変化を分かりやすく記録している。1歳未満の子は週1回体重を測定し、発育不良や摂食不良の子等を未然にチェックしている。子ども達はグループ毎に月に2回ずつ嘱託医による定期検診を受けている。インフルエンザは早期の予防接種を実施し感染症予防対策を徹底している。		
②	A18 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。	b
【コメント】 平成28年度は、11名の子どもが18回にわたり気管支炎等で延べ172日間にわたり入院している。慢性疾患の子どもについては、延べ120回程度の通院状況である。服薬は、グループごとの日々の責任者を決めて誤与薬防止を図っている。与薬タイミングに沿って日付と処方箋により前日の夕方にダブルチェックを実施し事故防止を図っている。グループごとの責任者が相互にチェックしている。難病の子供の入所もあることから専門医の協力のもとに、乳幼児の健康状態に応じた療育プログラムの整備が期待される。		
(9) 心理的ケア		
①	A19 乳幼児と保護者等に必要な心理的支援を行っている。	b
【コメント】 心理職員1名を配置し、子どもの家族等の相談業務等を実施している。自立支援計画策定のカンファレンスで心理専門職としての助言を行っている。平成28年度は、子どもに対する36回の心理療法、5回の心理検査、及び477回の保護者に対する生活場面面接を実施し、保護者が自分自身と向き合うことの大切さなどを助言している。心理支援の内容については、養育・支援担当職員に十分周知されておらず、自立支援計画の策定と計画に沿った実践に関する一層の連携の強化が期待される。		
(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
①	A20 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
【コメント】 家庭支援専門相談員を配置し、施設と家族の信頼関係の構築と児童相談所等関係機関との連携を図り親子関係の再構築に取り組んでいる。平成28年度の退所した措置の子ども17名のうち12名が家庭引き取りであり、一時保護の子どもの退所者は33名でそのうち24名が家庭引き取りであった。毎月広報紙「しゃんぐりらだより」を発行し、一人ひとり成長の状況や日々の生活の様子を家族に伝え、コミュニケーションの強化を図っている。また、担当児のアルバムを作り、誕生会や各種行事に家族の参加を呼びかけ随时家族の相談に応じている。		
(11) 親子関係の再構築支援		
①	A21 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
【コメント】 家族面談を隨時実施し家族の思いや要望の把握に努めている。週に2,3回面会を実施している家族もある。面会記録に子どもを施設に預けている親の思いや施設への信頼感や満足度などについて詳しく記録している。家庭統合については児童相談所やケースワーカー等関係機関と連携し対策を講じている。職員は面会の状況を個人記録に書きとめ、月ごとに「個別援助カリキュラム」にまとめ、家庭支援専門相談員が、母や家族の家庭統合に対する思いや統合に向けての役割分担を明記し職員間の情報共有を図っている。		
(12) スーパービジョン体制		
①	A22 スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性の向上や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	b
【コメント】 施設長や主任保育士がスーパーバイザーの位置づけにあるが、スーパービジョン体制の整備は不十分である。職員のキャリアパスを整備し、階層別・職務別の役割分担を明確にすることが望まれる。その上で職員の目標管理と育成、サービス向上に向けたマネジメントの強化及びスーパーバイザーの育成等職員の専門性の向上に向けたスーパービジョン体制の整備が期待される。		